答申案No.１

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

吉川コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和８年９月９日付け上地第１７５－３号で諮問のあった、諮問第９３号：吉川コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

吉川コミュニティプラザの利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外や休館日における利用について柔軟な対応を求めます。

答申案№.２

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

上越市立吉川地区公民館の利用時間の変更について（答申）

令和８年９月８日付け上教社第２００８２号で諮問のあった、諮問第９５号：上越市立吉川地区公民館の利用時間の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市立吉川地区公民館の利用時間の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外における利用について柔軟な対応を求めます。

答申案№.３

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

吉川多目的集会場の利用時間の変更について（答申）

令和８年９月８日付け上教社第２００８６号で諮問のあった、諮問第９９号：吉川多目的集会場の利用時間の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

吉川多目的集会場の利用時間の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外における利用について柔軟な対応を求めます。

答申案№.４

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

上越市吉川体育館の利用時間の変更について（答申）

令和８年９月８日付け上教ス第１７１２−８号で諮問のあった、諮問第１００号：上越市吉川体育館の利用時間の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市吉川体育館の利用時間の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外における利用について柔軟な対応を求めます。

答申案№.５

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

上越市吉川野球場の利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和８年９月８日付け上教ス第１７１２－９号で諮問のあった、諮問第１０１号：上越市吉川野球場の利用時間及び休館日の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市吉川野球場の利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外及び休館日における利用について柔軟な対応を求めます。

答申案№.６

案

令和８年10月　日

（宛先）上越市長

吉川区地域協議会
会長　山 岸　晃 一

上越市吉川テニスコートの利用時間及び休館日の変更について（答申）

令和８年９月８日付け上教ス第１７１２－１０号で諮問のあった、諮問第１０２号：上越市吉川テニスコートの利用時間及び休館日の変更について、下記のとおり意見を付して答申します。

記

上越市吉川テニスコートの利用時間及び休館日の変更について、地域住民の生活に直接の支障はないものと判断します。

（附帯意見）

変更後の施設利用については、次の点に配慮くださるようお願いします。

変更実施後も地域の住民が行う活動の充実を図るため、利用者の利便性の低下を招かないよう、利用時間外及び休館日における利用について柔軟な対応を求めます。